

令和4年度の富山県土木部における総合評価方式の試行方針について

富山県では、平成 18 年度(下半期)に総合評価方式の試行を開始し、平成 22 年度からは、原則全ての一般競争入札を対象に試行を行っています。

1 令和4年度の試行方針

工事品質の確保、向上を図るため、緊急を要する工事など特別な事情のあるものを除き、原則全ての一般競争入札において総合評価方式の試行を実施します。

2 配置予定技術者の能力「継続学習(CPD)」の見直し

令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、評価基準を緩和しましたが、令和4年度の評価基準については、対象となる前年度(令和3年度)のCPDを対象とした講習会が、Web開催等により年間推奨単位の単位取得が十分可能な開催状況であったことから、評価基準を緩和前の基準に戻すもの。

配置予定技術者の能力 継続学習(CPD)			
緩和前	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (緩和前と同じ)
前年度の取得単位が 年間推奨単位以上 ⇒ 2点	令和元年度の取得単位が <u>年間推奨単位の 9/10 以上</u> ⇒ 2点	<u>令和元年度及び令和2年度の2か年の取得単位</u> が年間推奨単位以上 ⇒ 2点	前年度の取得単位が 年間推奨単位以上 ⇒ 2点
前年度の取得単位が 年間推奨単位の 1/2 以上、推奨単位未満 ⇒ 1点	令和元年度の取得単位が <u>年間推奨単位の 4.5/10 以上 9/10 未満</u> ⇒ 1点	<u>令和元年度及び令和2年度2か年の取得単位</u> が年間推奨単位の1/2以上、推奨単位未満 ⇒ 1点	前年度の取得単位が 年間推奨単位の 1/2 以上、推奨単位未満 ⇒ 1点

3 「特例監理技術者」と「監理技術者補佐」の取り扱いについて

建設業法の改正により、監理技術者補佐を専任で配置した場合は、監理技術者は特例監理技術者として兼務が認められることになりました。

土木部では、令和3年8月から特例監理技術者および監理技術者補佐の配置の運用を開始しており、総合評価方式上の運用を次のとおりとします。

①企業の施工能力

評価項目	現行		令和4年度
技術者数	直近の経営事項審査における総合評価値 通知書に記載のある 技術職員数	「一級」1人につき2点、 「基幹」又は「二級」1人 につき1点を加点	現行に加えて、「監理技術者補佐」を 1人につき1点加点とする。

経営事項審査における総合評価値通知書(抜粋)

許可 区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						評点 (Z)
			年平均	評点 (X _i)	元請完成工事高 年平均	一級	(講習受講) 技術職員数 監理補佐	基幹	二級	その他	
	土木一式					(現行) 2点/人			(現行) 1点/人		
	プレストレストコンクリート構造物										
	建築一式										
	大工										
	左官										
	とび・土工・コンクリート										
	法面処理										
	石										
	屋根										

②配置予定技術者の能力

評価項目	現行		令和4年度
施工実績	主任(監理)技術者として一定期間における同種・類似工事の実績の有無	あり:5点 なし:0点	現行に加えて、特例監理技術者としての施工実績及び工事成績を評価する。 監理技術者補佐としての施工実績及び工事成績は、当面の間、評価しない。
工事成績	主任(監理)技術者として一定期間内に通知を受けた同種工事に係る工事成績評定点の平均点	75点以上:10点 75点未満 70点以上:5点 70点未満:0点	※監理技術者補佐の評価については県発注工事における実態や他県の運用を見定めながら今後検討する。

適用期間 令和4年4月1日以降に公告する工事から適用

その他

詳しい内容については、富山県土木部建設技術企画課及び営繕課のホームページに掲載します手引き等をご覧ください。

(問い合わせ先)
富山県土木部
建設技術企画課企画調整係
TEL:076-444-3138
営繕課
TEL:076-444-3361